

# 広 報 資 料

問い合わせ先

第一管区海上保安本部 警備救難部 刑事課長 増田 博義(內線3170) 国際刑事課長 小野 雄二(内線3210) Ta O 1 3 4 - 2 7 - O 1 1 8

# 平成28年の海上犯罪取締り状況について

平成28年の第一管区海上保安本部管内における海上犯罪の取締り状況について取りまとめたので、お知らせします。

第一管区海上保安本部では、悪質事犯の摘発を中心に海上犯罪取締りを実施した結果、暴力団関係者による組織的密漁事犯や外国漁船による我が国排他的水域内での違法操業など、877件を送致(前年比159件増加・過去7年間で最大)しました。

### 1 犯罪の傾向

送致件数が増加した理由としては、漁業関係法令違反が前年と比較して81件増加しており、主に海水浴等の海洋レジャーを隠れ蓑として非漁業者が「あわび」「うに」等の高級水産物を不法採捕する事犯の摘発が増加したことが大きな要因となっております。

## 2 平成28年の主な摘発事犯

◎ 小樽海上保安部では6月に、留萌海上保安部では7月に「なまこ」を狙った暴力団関係者等による悪質な組織的潜水器密漁グループを相次いで摘発し、暴力団の資金根絶にも寄与しております。

また、根室海上保安部及び羅臼海上保安署では、漁業者による「かに」密漁事犯を検挙しております。

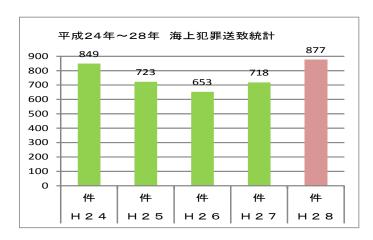
- ◎ 紋別海上保安部では、紋別沖の我が国排他的経済水域内において、かにかご違法操業を行っていたロシア人乗り組みの外国漁船2隻を検挙しました。
- ◎ 非漁業者による密漁についても、7月に「あわび」47個を密漁のうえ、 現場から逃走した非漁民2名を苫小牧海上保安署にて検挙する等、厳正に 対処しております。

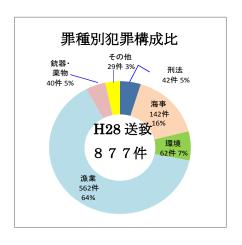
### 3 罪種別送致件数等

罪種別送致件数及び主な事件は別紙のとおりです。

## 1 罪種別送致状況(別図1)

- (1) 平成28年における海上犯罪の送致件数は、877件(前年718件・159件 増加)となり、過去7年間で最高の送致件数となっております。
- (2) 罪種別犯罪構成比では、漁業関係法令違反が全体の約64%を占めているほか、 海事関係法令違反が約16%、海上環境法令違反が約7%、刑法犯、銃器・薬物関 係法令違反が各約5%、その他法令違反が3%となっております。





## 2 各罪種における送致件数

# (1) 刑法犯の送致件数(別図1)

平成28年の刑法犯の送致件数は42件(前年56件)で、前年から14件の減少となりました。

罪状別では、船舶の衝突、乗揚げ等の船舶の往来を妨害した罪「業務上過失往 来危険等」が35件(前年41件)と最も多く、この内6件において死傷者が発 生しております。

この他、船上作業等における不注意等により死傷者を発生させた罪「業務上過 失致死傷」等7件を送致しています。

これらは、船舶運航や海上における作業中の不注意に起因するものであり、人命の損失、船舶への損害等の大事故につながるおそれが多大にあることから、今後も厳正に対応していくこととします。



#### 《主か事件》

平成28年4月24日、ホタテ養殖漁船「第八いろは丸」及び「第三十三永徳丸」がサロマ湖を航行中のところ、両船の見張り不適切により衝突し、第八いろは丸船長を負傷させるとともに、船舶に損傷を与えたとして、第八いろは丸船長を業務上過失往来危険、第三十三永徳丸船長を業務上過失往来危険及び業務上過失傷害で検挙しました。

## (2) 海事関係法令の送致件数 (別図2)

平成28年の海事関係法令違反の送致件数は142件(前年82件)で、前年から60件の増加となりました。

罪状別では、船員雇入等にかかる手続き不履行等、「船員法違反」が68件で全体の約47%を占め、次いで船舶検査不受検航行、法定備品の不備航行等の「船舶安全法、船舶安全法施行規則違反」が35件、約24%、無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が13件、約9%等となっております。

海難に直結するおそれがある無検査、無資格運航等の違反や、暴走行為を繰り返す悪質な水上バイク等、安全な船舶航行を阻害する違反に対しては、厳正な取り締まりを実施しているところです。

## (3) 漁業関係法令の送致件数(別図3)

平成28年の漁業関係法令違反の送致件数は、562件(前年481件・過去10年で最高)で、前年から81件の増加となり、夏場に海水浴等を隠れ蓑とした非漁業者による密漁の増加が、その一因と判断され、引き続き取締りを強化して参ります。

また、漁業者による「かに」密漁のほか、なまこ等を狙った暴力団関係者等による組織的な密漁が後を絶たず、その手口は年々悪質且つ巧妙化しており、平成28年については25名を検挙しております。

さらに12月には相次いで、紋別沖の我が国排他的経済水域で「かご」等を使用して「かに」密漁に及んでいた外国漁船2隻のロシア人船長を検挙しており、これら悪質事犯について今後も関係機関と協力のうえ監視・取締りを強化し、摘発に努めることとしております。

#### 《主な事件》

### ◆ なまこ潜水器密漁事件・かに密漁事件

小樽海上保安部は6月に、留萌海上保安部は7月に、それぞれ小型船と潜水器を使用 て用して「なまこ」を密漁した暴力団関係者等計20名を漁業法違反(無許可潜水器漁 業)で検挙しました。

また、根室海上保安部及び羅臼海上保安署では、それぞれ7月に「かに」を密漁した 漁業者計5名を漁業法違反(無許可漁業)で検挙しました。







#### 外国漁船による違法操業事件

紋別海上保安部は12月、紋別沖の我が国排他的経済水域で「かご」等を使用して操業したシエラレオネ共和国籍等外国漁船2隻を相次いで「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(無許可操業)で検挙しました。





# (4) 海上環境関係法令の送致件数 (別図4)

平成28年の海上環境関係法令違反の送致件数は、62件(前年56件)で、 前年から6件の増加となりました。

罪状別では陸上からの廃棄物不法投棄又は焼却事犯である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が37件で約60%を占めており、次いで船舶からの油・ビルジ排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が23件と約37%を占めています。

廃棄物不法投棄等については、依然として家庭で発生した廃棄物の投棄又は 焼却が目立っており、海洋環境保全に係る意識の欠如が窺えることから、今後 も、海洋環境を汚染する不法行為を摘発し、海洋環境保全に努めることとしま す。



#### 《主な事件》

#### ◆ 廃棄物不法投棄事件

稚内海上保安部では、平成28年6月3日から16日までの間に一般廃棄物である漁業系残さ・プラスチック製品等を海域に投棄した5名を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」で検挙しました。

### ◆ 油不法排出事件

小樽海上保安部では6月3日、小樽港に着 岸中の遊漁船において船内に貯留したビルジ を故意に排出したほか、長期に亘り小樽港沖 合海域において常習的に油を排出させた同船 所有者を海洋汚染等及び「海上災害の防止に 関する法律違反(船舶からの油の排出)」で 検挙しました。



# (5) 薬物・銃器関係法令の送致件数(別図5)

平成28年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、40件(前年14件)で、前年から26件の増加となりました。

この内、38件は密漁行為に使用するために正当な理由なく規定の長さを超える刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」であり、他2件は日本人男性等による「大麻取締法違反(大麻所持)」でした。

過去に当管区内で摘発した薬物事犯については、ロシア籍船舶又はロシア人が関与する犯罪が多数を占めており、今後も引き続きロシア人船員等が乗り組

む外国船舶については、関係機関と緊密に連携して水際における積極的な監視 ・取締りを実施することとしています。



### 《主な事件》 大麻不法所持

苫小牧海上保安署では、8月4日、苫小牧向けフェリー船内において札幌市在住の日本人男性が大麻を所持していたため、同人を「大麻取締法違反」で検挙しました。

# (6) その他法令の送致件数 (別図1)

平成28年のその他法令違反の送致件数は、29件(前年29件)で、前年 と同数となっています。

この内、22件は無線局を不法に開設した「電波法違反」で、全体の約76%を占めており、その他に遊漁船に適正な標識を表示しない等「遊漁船等の適正化に関する法律違反」が6件(約20%)、本邦の港に入港するに際し、寄港地を偽って入港した「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反」1件(約4%)を送致しています。

「電波法違反」は前年23件と比較し、横ばい状態で依然として同種事犯は 絶えておらず、無線局の不法開設は消防・救急無線等の混信や妨害等の発生原 因に成り得ることから、今後も引き続き取締りを強化することとしています。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」は、本邦以外の港から本邦の港へ入港しようとする船舶(国際航海船舶)及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害防止のために規定されており、今後も同法律の目的のため国際航海船舶に係る必要な審査を厳正に実施するとともに、取締りを強化することとします。



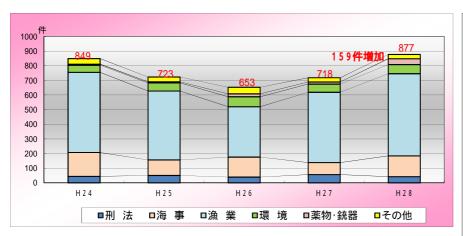
### 《主な事件》 船舶保安情報虚偽通報事件

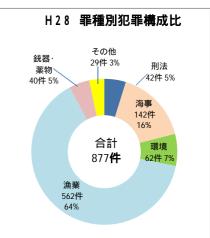
留萌海上保安部では、3月24日、国際航海船舶であるパラオ籍貨物船「LUCKY STAR 8」が留萌港に入港するに際し、寄港地を偽って通報のうえ同月27日留萌港に入港したため、同船船長を検挙しました。

### 別図1

# 過去5年罪種別送致状況

	刑法	海事	漁業	環境	薬物·銃器	出入国	その他	合 計
H 2 4	44	163	548	49	7	0	38	849
H 2 5	50	106	471	56	7	0	33	723
H 2 6	39	137	344	68	20	0	45	653
H 2 7	56	82	481	56	14	0	29	718
H 2 8	42	142	562	62	40	0	29	877

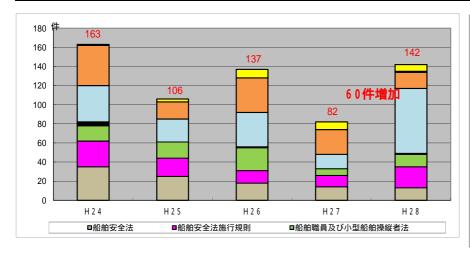


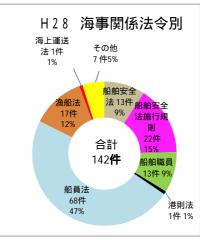


### 別図2

# 過去5年海事関係法令違反内訳

		船舶安全法	船舶安全法施行規則	船舶職員及び小 型船舶操縦者法	港則法	船員法	漁船法	海上運送法	その他	合計
H 2	4	35	27	16	4	38	42	0	1	163
H 2	5	25	19	17	0	24	18	0	3	106
H 2	6	18	13	24	1	36	36	0	9	137
H 2	7	14	12	7	0	15	26	0	8	82
H 2	8	13	22	13	1	68	17	1	7	142





### 別図3

# 過去5年漁業関係法令違反内訳

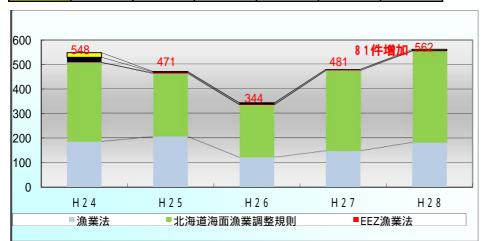
	漁業法	北海道海面 漁業調整規	EEZ漁業法	操業許可制限条件	許可番号不 表示等形式	合計
H 2 4	185	323	1	20	19	548
H 2 5	206	257	3	3	2	471
H 2 6	121	214	2	5	2	344
H 2 7	148	327	2	4	0	481
H 2 8	182	372	2	1	5	562

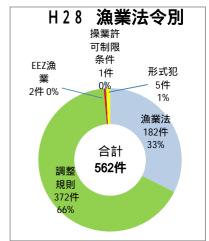
漁業法:「水産資源保護法・特定大臣許可漁業等の取締

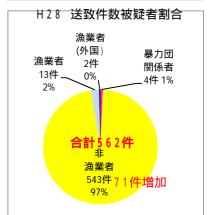
に関する省令含む」

北海道海面漁業調整規則:「内水面含む」

EEZ漁業法:「排他的経済水域における漁業等に関する 主権的権利の行使等に関する法律」







## 別図4

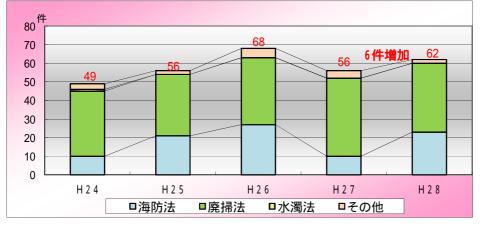
# 過去5年海上環境関係法令違反内訳

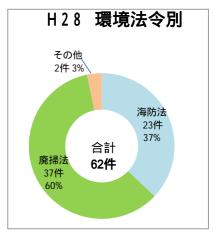
	海防法	廃掃法	水濁法	その他	合計
H 2 4	10	35	1	3	49
H 2 5	21	33	0	2	56
H 2 6	27	36	0	5	68
H 2 7	10	42	0	4	56
H 2 8	23	37	0	2	62

海防法:「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」

廃掃法:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

水濁法:「水質汚濁防止法」





## 別図5

# 過去5年薬物·銃器関係法令違反内訳

	銃砲刀剣類所 持等取締法	大麻取締法	火薬類取締法	覚せい剤取締法	麻薬及び向精 神薬取締法	出入国管理及 び難民認定法	合計
H 2 4	5	2	0	0	0	0	7
H 2 5	4	2	0	1	0	0	7
H 2 6	19	1	0	0	0	0	20
H 2 7	14	0	0	0	0	0	14
H 2 8	38	2	0	0	0	0	40

